

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名	()
---------------------	-------------	-----	-----

別表六の二(二)付表 平三十一・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)		1	円	区 分		国外所得対応分	
						①	②
当期の連結控除限度額 (別表六の二(二)「15」)		2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額		19	円
当 期 の 連 結 個 別 調 整 限 度 個 外 所 得 金 額 の 計 算	当期の連結控除限度額 (別表六の二(二)「15」)	2		当 期 の 加 算 の 他 の 国 外 源 泉 所 得 に 係 る 減 算 の 金 額 の 計 算	納付した個別控除 対象外国法人税額	20	
	国外事業所等帰属所得 に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	3			交際費等の損金不算 入額の個別帰属額	21	
	その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)	4			貸倒引当金の戻入額	22	
	(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5				23	
	非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	6				24	
	(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7				25	
	別表六の二(二)「12」の金額	8				26	
	調整連結国外所得金額 (別表六の二(二)「14」)	9				27	
	(9) × $\frac{(7)}{(8)}$	10				28	
	個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額)	11				29	
	各連結法人の個別調整 国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12				30	
	連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(11)}{(12)}$	13				小 計	31
	法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額)	14				貸倒引当金の繰入額	32
法第81条の15第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15				33		
法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16				34		
計 (14) + (15) + (16)	17				35		
個 別 帰 属 額 (17)	18				36		
					37		
					38		
					39		
					40		
					41		
					小 計	42	
					計 (19) + (31) - (42)	43	

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)		44	円	地方法人税控除限度額 (別表六の二(二)「19」)		47	円
連結控除限度個別帰属額 (13)	45			地方法人税の控除限度個別帰属額 $(47) \times \frac{(11)}{(12)}$		48	
差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46			控 除 で き る 金 額 (46)と(48)のうち少ない金額)		49	